

平成28年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月1日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成28年9月1日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第11号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第40号 工事請負契約の締結について
 - 議案第41号 工事請負契約の一部変更について
 - 議案第42号 財産の取得について
 - 議案第43号 財産の取得について
 - 議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について
 - 発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置について

議事日程第1号

平成28年9月1日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 福祉・保育人材確保対策に関する陳情

(2) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成28年5月分から7月分まで）

町長報告 2件

報告第11号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 22件

認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第41号 工事請負契約の一部変更について

議案第42号 財産の取得について

議案第43号 財産の取得について

議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について

発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 工事請負契約の一部変更について

発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置について

日程第6 特別委員会委員の選任

出席議員 (12名)

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎

企画調整 担当参事	森 島 嘉 人
総務防災課長	須 田 和 男
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	可 児 英 治
税 務 課 長	若 尾 要 司
保険長寿課長	高 木 雅 春
農 林 課 長	石 原 昭 治
建 設 課 長	筒 井 幹 次
生涯学習課長	亀 井 孝 年

教育参事兼 学校教育課長	田 中 秀 典
企 画 課 長	小 木 曾 昌 文
亜炭鉱廃坑 対策室長	鍵 谷 和 宏
住民環境課長	若 尾 宗 久
福 祉 課 長	佐 久 間 英 明
上下水道課長	大 鋸 敏 男
会 計 管 理 者	水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	各 務 元 規
--------	---------

議会事務局 書記	金 子 文 仁
-------------	---------

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成28年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。あわせて、議会報用の写真撮影を許可いたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

台風一過、すっかり秋めいてきたなと感じておりますけれども、このたびの台風で被害を受けられた東北の皆さん、北海道の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、挨拶をさせていただきます。若干通常より短くしてありますので、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

御嵩町議会第3回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提出いたします案件について申し述べます。

ことしで71回目を迎えた原爆の日、終戦の日には、戦没者の追悼と恒久平和を祈り黙祷をささげ、不戦の誓いを新たにしたところでございます。8月8日には天皇陛下がお気持ちをあらわされました。この夏にはそのほかにも、18歳から選挙権が与えられた参議院選挙、都知事選挙、内閣の改造、祝日「山の日」の施行など、話題となる事柄が多くありました。

リオオリンピックでの日本は、過去最高のメダル獲得に沸き、2020年開催の東京へと引き継がれました。閉会式以降のマスメディアの扱いも一気に4年後の期待へと変化し、現実感が伴ってきており、東京オリンピックはアスリートたちが次に目指す最大の舞台になることと思います。広報紙「ほっとみたけ」でたびたび掲載しているように、本町にも全国大会に出場する選手が多くおられますし、その中には全日本クラスの選手もあるやに聞いております。今後も全国大会に出場する選手にはできる限り面会し、直接激励していきたいと考えており、本町からもメダリストがあらわれることを期待するものであります。

また、外国語教育を強化推進している本町から、東京オリンピック・パラリンピックでのボランティアスタッフなどに積極的に携わっていただき、選手以外のところでも御活躍いただく方々がいらっしゃれば、なおうれしいと考えております。

さて、今後、特に東京に注目が集まる中、本町としては地方創生を粛々と進めなければなりません。私の3期目の任期4年のうち、1年余りが過ぎました。1年前の所信表明で述べさせていただいたとおり、町民の皆様の期待を裏切ることのないよう一層の覚悟を持って職務に当たり、山積する諸課題についての施策を実践しているところでございます。中保育園園舎及び役場庁舎建設、減災対策、そして教育、環境、福祉対策など、未来を見据え、丁寧かつスピード感のある前向きな町政に、今後も町民の皆様、議員の皆様のお理解、御協力を得ながら進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

平成26年10月19日に開催された御嵩町産業祭の片づけ中、町職員がトラックの荷台昇降リフト部から転落し、頭部に損傷を受け、重篤な障害となった事故について、検察庁の判断をまつてから、私を含め関係職員の処分を明確にするとこれまで申し上げてまいりました。このほど検察庁の判断が下され、不起訴となり、刑事責任は問われないこととなりました。

しかし、自動車運転の安全確認を怠り、被害者に著しい重度の障害を負わせたことに対する責任は重大であること、また全町的なイベントで多くの来場者を迎え、盛大に行われた産業祭の事故であり、町全体に与えた影響は大きく、翌年度以降の産業祭は行われていないことなど総合的に判断し、関係職員の処分を次のとおりといたしました。運転職員を月額給料10%の減給1カ月の懲戒処分、トラック荷台に乗車していた管理職職員を戒告とする懲戒処分、トラック荷台に乗車していた職員3名と当時の産業祭所管課長は、懲戒処分とはしないものの、その責任は重いことを確認し戒めるものとして、訓告といたしました。

一方、今回の事故は町職員全体の安全に対する意識の低さが原因であると考えられ、役場組織の重大な問題であると捉えており、組織のトップである私町長の責任と処分を明確にするため、本定例会に町長の月額給料10%の減額1カ月、副町長については、本人の申し出により、月額給料3%の減額1カ月とする御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案を上程させていただきます。

この事故により負傷した職員は、両下肢と両上肢に重篤な障害を負い、現在も入院生活を余儀なくされております。今後も引き続き、本人や御家族の方に少しでも安心して療養していただけるよう誠心誠意尽くしてまいります。

このような事故を二度と発生させてはならないことは当然であり、イベント等での十分な安全対策と注意喚起及び法令遵守の徹底を行ってまいります。

本町には、県道として主要地方道2路線、一般県道6路線、計8路線が存在し、所管する岐

岐阜県可茂土木事務所においてその維持管理に鋭意御努力いただいておりますことは皆様も御存じのとおりであります。また、県道の改良や維持管理のほか、本町内の河川砂防事業など、本町からの要望を踏まえ、数々の事業を展開していただいておりますが、中でも主要地方道多治見・白川線では、新たに平成26年度から亜炭廃坑に伴う路面陥没対策工事にも着手していただき、感謝にたえません。

さらに、この主要地方道多治見・白川線では、平成26年6月、八百津町と本町の間に位置する（仮称）伊岐津志トンネルの貫通式が行われ、現在ではトンネル内の設備工事や国道21号大庭交差点改良工事などを実施していただいております。町民の皆様からは、いつトンネルが通れるようになるのかなど、トンネル開通への期待の声が多く聞かれるようになってまいりました。トンネルの開通は赤塚前八百津町長の悲願の一つでもございましたが、平成13年には名鉄八百津線が廃止されたこともあり、八百津町民の間では御嵩町民以上の期待が寄せられているものと拝察いたします。

このトンネル事業は、平成7年度の事業採択からことしで22年目を迎える長期的な事業となっており、工期は今年度内と伺っておりましたが、工事進捗状況が順調とのことから、開通式については本年11月下旬ごろを予定するとともに、既に関係者間の調整を行っている段階に入っております。

なお、トンネルの名称につきましては、このトンネルが八百津町の新たな南玄関口であることから、八百津町と本町との合意のもと、命名は八百津町にお任せをいたしました。八百津町での町民からの名称公募の結果、「やおつトンネル」と決定され、本町といたしましてもこの名称について承諾をしております。今後は、このトンネルの開通を契機に、両町の活性化策を力強く進めていかねばならないと考えております。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業につきましては、本定例会に第3期防災工事の工事請負契約の一部変更についての議案を上程させていただきます。

第3期防災工事は、第1期、第2期防災工事に続き、モデル事業としては最後の発注となる工事で、着手から確実な進捗管理に努め、現在まで順調に進めております。今回の変更契約で、この7月に行われた亜炭鉱跡問題対策委員会において、新たにレベル1の判定を受けた箇所を工事区域に追加しても、工事完成時期に影響を与えることなく実施できると考えております。

また、第4期地盤脆弱性調査は、引き続き調査を進めております。これは、防災工事の進捗に基づき逐次工事出来高を確認しておりますが、現在の契約金額内でさらに新たな箇所の防災工事を追加できると判断し得る状況になってきたことから進めているものであります。本年度末のモデル事業の完了期限を考慮するともう幾ばくの猶予もありませんが、町民の安全・安心を確保するため、可能な限りの対策を進めてまいります。

また、モデル事業終了後の亜炭鉱廃坑対策については、モデル事業により動いた本町の予防対策の動きをとめることなく継続していけるよう、今はまさに最大限の努力が必要な時期となっております。

環境モデル都市行動計画の重要な取り組みの一つである環境教育を推進するため、今年度も昨年に引き続き、「森と未来を切り拓く 環境都市交流体験プロジェクト」をこの8月に環境未来都市である北海道下川町で実施いたしました。公募による12名の中から選ばれた町内の中学2年生6名が参加し、さらに町職員、学校教諭、水土里隊隊員の3名が環境教育のノウハウを学ぶために同行いたしました。

豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくために、環境への負荷をなるべく少なくする持続可能な仕組みづくりが必要であり、それには感受性豊かな子供たちへ環境教育を行うことが重要であります。環境教育による効果は目に見える形ですぐあらわれるものではありませんが、環境モデル都市として続けていくべき事業であると考えております。

この研修の実施前の7月には、下川町から小学生6名が本町を訪れ、まちの歴史を学習したり、みたけ華ずしづくりなどを体験したり、上之郷小学校の子供たちとの交流を深める「子ども交流ツアー」を実施いたしました。こうした来訪は今回が2回目であり、子供たちが互に行き交うことにより友好関係が生まれ、今後の両町における幅広い協力関係につながることを期待しております。

平成27年度決算の概要について触れさせていただきます。

水道事業を除く一般会計及び特別会計の決算の総額につきましては、歳入歳出ともに前年度と比べて約1割程度の増加となりました。このうち一般会計の歳入では、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業に係る負担金のほか、人口減少対策の需要額が加算された地方交付税、消費税率引き上げの影響が平年度化した地方消費税交付金などが歳入総額を押し上げ、対前年度比で14.8%の増額となりました。歳出は、地方創生事業などのソフト事業が増額したほか、道路橋梁事業や亜炭鉱廃坑対策事業、昨年度から本格的に工事が始まりました防災コミュニティ複合施設整備事業などの建設事業費が大きく増加し、対前年度比で16.0%の増額となりました。

また、地方財政健全化の基準となります財政健全化比率についても触れさせていただきます。

平成27年度の実質公債費比率が7.3%、将来負担比率が3.9%となり、いずれも平成26年度の数値から改善を示しております。特に、将来負担比率については初めて1桁の数値となりました。数値が改善した大きな要因としましては、平成27年度において庁舎整備基金に5億800万円の積み立てを行ったことによるものであります。庁舎整備基金については、平成27年度末で約9億850万円となりました。中保育園園舎及び役場庁舎の建設のほか、今後さらなる増加が

見込まれる事業への対応に備えて、引き続き基金への積み立てを継続してまいります。

今回提案いたします議案の平成28年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてであります。地方交付税の額の決定による4,100万2,000円のほか、前年度の決算を受けて繰越金6,493万2,000円などを増額計上しております。次に歳出であります。主要地方道多治見・白川線の改良事業やトンネル開通式の負担金として1,000万円、うつ伏せ寝などによる子供の事故防止のための民間保育園運営補助金10万円、消防団員の安全装備品購入費50万円、財政調整基金積立金9,246万7,000円などを増額計上しております。補正予算額は、歳入歳出ともに1億208万8,000円の増加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、平成27年度決算及び平成28年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提出いたします議案は、平成27年度の決算認定6件、人事案件1件、予算関係5件、条例関係5件、その他4件、報告2件、都合23件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月28日の議会運営委員会において、本日より9月20日までの20日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より20日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

福祉・保育人材確保対策に関する陳情、例月現金出納検査の結果について（平成28年5月分から平成28年7月分まで）の報告であります。以上の2件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第11号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第11号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月10日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

次の2ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、3ページから6ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものと意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりのほうへまいりまして、資料つづり32ページをお願いいたします。

初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左上段の平成27年度一般会計決算の実質収支は小計欄のとおり1億8,493万2,000円の黒字であり、該

当はなしであります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も、右下段、合計欄を見ていただきますと6億4,743万7,000円の黒字のため、この比率についても該当いたしません。

33ページをお願いいたします。

実質公債費比率の算出経過であります。実質公債費比率は、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載してありますとおり、平成25年度から平成27年度の3カ年の平均で7.3%であり、早期健全化基準である25%を下回っております。昨年報告しました平成26年度の比率は8.7%であり、1.4ポイント改善されております。改善の主な要因は、上段左端の①の元利償還金の額が大きく減少したことが主な要因となっております。

34ページをお願いいたします。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の欄にあるとおり、平成27年度の将来負担比率は3.9%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。なお、平成26年度の23.9%より20ポイント低くなっております。改善の主な要因といたしましては、1段目の将来負担額の表中、左から3番目の公営企業債等借入れ見込み額が上水道・下水道事業の起債残高の減少に伴い減少したこと、2段目の充当可能財源等の表の一番左にあります充当可能基金の残高が増加したことなどでございます。

次に、公営企業における資金不足率の説明をいたしますので、32ページのほうへお戻り願います。

公益企業には、必要な費用を自身の料金収入などによって賄う、いわゆる独立採算性の原則があります。公営企業会計の赤字や借金が膨らみ一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックするため、資金不足比率が定められています。平成27年度水道事業会計は3億795万8,000円、下水道特別会計は1,191万7,000円と、それぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

最後に、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民へ公表するものであります。

以上で報告第11号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

報告第12号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

おはようございます。

それでは私のほうから、報告第12号 専決処分の報告をいたしたいと思います。

諸般の報告つづり 7 ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定される事項について専決処分をいたしましたので、同法第2項の規定により報告をするものでございます。

平成27年御嵩町議会第3回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、平成28年6月3日付で専決処分をいたしましたので、御報告させていただきます。

契約の目的、上之郷污水幹線（第8工区）工事。

契約の金額、既決額6,253万2,000円に175万680円を増額し、6,428万2,680円に変更するものでございます。

変更理由としましては、井尻地内で進めております上之郷地区污水幹線工事（第8工区）におきまして、国道21号線横断に伴う推進工事において想定を超える大きな玉石が出土し、高強度のカッターヘッドが必要になり、機械の製作調達をしたため、変更をしたものでございます。

契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設、
代表取締役 天野和孝でございます。

資料つづり最後のページの35ページをお開き願いたいと思います。

工事請負変更契約書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第6号までと、議案第30号から議案第44号までと発議第1号をあわせ、22件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件22件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

決算認定関係です。

認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を

求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付することとなっております。

平成27年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明とさせていただきます。

初めに、決算書ををお願いいたします。決算書111ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

平成27年度の歳入総額は92億538万4,089円、歳出総額は89億7,962万4,953円となり、歳入歳出差引額は2億2,575万9,136円であります。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が4,082万7,000円ありますので、差引実質収支額は1億8,493万2,136円となりました。昨年度と比較し6,588万379円、26.3%の減となっております。

次に197ページをお願いします。

197ページから206ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金などの27年度中の増減をお示ししております。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは資料をかえまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらのほうで説明をさせていただきます。

1ページ、2ページは、一般会計及び特別会計の決算の概要を文章で簡潔にまとめております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。

歳入決算額は、収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあり、その額は92億538万4,089円です。対前年度11億8,827万1,457円の増、率にして14.8%の増となりました。

それでは、前年度決算額と比較し増減額が大きいものを中心に、款ごとに説明をいたします。

款01町税は、固定資産税が評価替により減収となりましたが、景気や企業業績の回復により、町民税個人分、町民税法人分とも増加となり、町税全体で約1,700万円の増額となりました。

款06地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率の引き上げの影響が平成27年度は平年度化されたこと、また景気回復の影響もあり、1億3,700万円の増額。

款10地方交付税は、普通分では人口減少等特別対策事業費の新設など、それから特別分では

特殊地下壕等対策事業の実施などにより、合わせて約1億2,200万円の増額。

款12分担金及び負担金は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業に伴う亜炭鉱対策費負担金の増などにより、約12億4,800万円と大きく増額。

款14国庫支出金は、地域住民生活等緊急支援交付金や亜炭鉱対策費補助金などにより、約1億2,700万円の増額。

款15県支出金は、伏見児童館改築工事や再生可能エネルギー等導入推進基金事業が平成26年度に完了したことにより、約2億300万円の減額。

款16財産収入は、平成26年度はグリーンテクノ内の工場用地の売り払い収入がございましたが、27年度は大きな財産の売却収入等がなかったため、約3億4,800万円の減額。

款18繰入金は、伏見児童館改築に伴う福祉向上基金の繰り入れの皆減、水道未普及地域対策基金からの繰入額の減などにより、約9,600万円の減額。

款20諸収入は、平田頭首工の整備補修工事に伴う県土地改良連合会からの交付金収入などにより、約1,200万円の増額。

款21町債は、防災コミュニティ複合施設建設に伴う消防債、海洋センターつり天井改修工事に伴う保健体育債、町道の地下充填に伴う亜炭鉱対策債などの増により、約1億1,300万円の増額です。

なお、6ページの左端に収入未済額の合計額を掲載しております。その額1億1,286万7,064円、前年度と比較して約590万円ほど減少しております。

次に7ページ、8ページの歳出決算について御説明いたします。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は89億7,962万4,953円となりました。前年度と比較して12億3,863万4,660円、率にして16.0%の増となりました。

歳出につきましても、前年度決算と比較し増減額が大きいものを中心に、款ごとに説明させていただきます。

款02総務費は、地方創生事業費が増額となった一方で、平成26年度に実施した再生可能エネルギー設備導入工事、グリーンニューディール基金事業であります。こちらに係る事業費が皆減となったことなどにより、約8,500万円の減額。

款03民生費は、平成26年度に実施した伏見児童館改築に係る事業費の皆減や、臨時福祉給付費及び子育て世帯臨時特例給付費の減などにより、約1億9,800万円の減額。

款08土木費は、顔戸橋の耐震補強補修工事や長岡雨水幹線関連事業などの事業量の増により、約1億3,600万円の増額となりました。

款09消防費は、防災コミュニティ複合施設の用地購入や工事の着手により、約5,600万円の増額。

款10教育費は、教職員用のパソコンの更新や、上之郷中学校のつり天井の対策工事など、新たな事業の増加により、約3,300万円の増額。

款11災害復旧費は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の事業量の増により、約13億8,300万円の増額。

款13諸支出金は、水道未普及地域解消事業への出資金の減により、約2,800万円の減額となりました。

次に、翌年度繰越額（C）欄の説明をさせていただきます。

情報セキュリティ強化対策事業や地方創生加速化交付金事業など4事業を明許繰越したことから、総額1億6,891万1,000円を平成28年度へ繰り越ししました。

ページを飛びまして、21ページをお願いいたします。

この21ページから26ページまでが町税等収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次、27ページをお願いいたします。

このページから32ページにかけて節別執行状況表を掲載しております。

次、33ページから38ページは人件費等明細表でございます。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬支払いの内訳を記載しております。

39、40ページにつきましては、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次に41ページは、地方債残高の一覧であり、事業区分ごとに残高の推移が載せてあります。一般会計では、臨時財政対策債の借入額がふえたことにより、年度末現在高は47億8,868万8,000円、前年度より約1億8,000万円、率にして3.9%の増ですが、下水道特別会計分を合わせた27年度末の現在高は104億8,329万1,000円、前年度と比較しまして約7,800万円、率にして0.7%の減となりました。

42ページは、地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途状況と、入湯税の使途状況をお示したものでございます。

43ページは、地方自治法第241条第5項の規定により、特定目的のため設置された定額運用基金の平成27年度における運用状況の報告であります。2つの基金とも利息の積み増しによる増額となっております。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。1年間の予算執行状況がわかるように、係単位で歳入歳出の主なものを掲載しております。

また、この後、御報告がいただけるかと思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしてございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

おはようございます。

それでは、認定第2号、第3号、第4号について御説明いたします。概略の説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから説明いたします。

国民健康保険の27年度末の被保険者数は4,803人、世帯数は2,775世帯で、年々減少傾向であります。保険給付費を被保険者数で割った平均1人当たりの医療費ですが、平成27年度は約32万7,000円でした。平成26年度は約29万6,000円、平成25年度が約28万9,000円でしたので、こちらは増加傾向であります。

それでは、決算書の中ほど140ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が25億7,537万3,800円、歳出総額が24億6,797万2,405円となり、実質収支額は1億740万1,395円であります。

次に、決算書の203ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、⑨の国民健康保険基金の27年度末現在高は3,027万4,233円となっております。

続きまして、別とじの黄色表紙の平成27年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページ、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず歳入の1番目、国民健康保険税ですが、収入済額が5億969万2,106円で、対前年度2,686万5,824円の減となっております。これは被保険者数の減少や、制度改正により軽減判定の見直しなどによるものと考えております。

国保税の収納状況につきましては、23ページをお願いいたします。

一番下の段の国保税の部分ですが、収納率は、医療、介護、後期高齢者支援分の現年度分と滞納繰越分合計で全体の収納率は71.8%でした。前年度比で0.9ポイントの[※]減となりました。

※ P26にて後刻訂正発言あり

それでは9ページにお戻りください。

保険税の不納欠損についてですが、平成14年度から22年度までの合計で175件718万8,900円を不納欠損処分といたしました。この結果、収入未済額は昨年度より561万6,756円減り、1億9,254万6,689円となりました。今後も滞納整理のさらなる強化や行政処分など、被保険者間の公平を保ち、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款03国庫支出金は4億8,306万8,555円で、主なものは療養給付費等負担金や財政調整交付金です。前年度と比べ9,684万8,127円、25.1%の増となりました。

款04療養給付費交付金は7,484万2,000円で、対前年度6,833万6,171円の減となりました。これは、退職被保険者が減少したことが要因であると考えております。

款07共同事業交付金は5億3,586万4,233円で、対前年度3億3,362万8,565[※]円の大幅増となりました。これは、事業の対象となるレセプトの金額が30万円以上から1円以上になったためです。

款09の繰入金1億2,585万7,775円は、基金の取り崩しがなかったことなどにより、昨年度と比べ8,243万640円の減となりました。

款10繰越金は1億565万1,136円で、対前年度3,911万300円の増となりました。

次に11ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

款02の保険給付費は15億7,196万5,394円で、歳出全体の63.7%を占めております。対前年度で7,720万8,831円、5.2%の伸びとなりました。被保険者の高齢化による医療受診件数の増加、医療技術の高度化などにより、毎年伸びている状況です。

款06の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて、関係する保険制度へ国民健康保険の被保険者分を負担するものです。対前年度12.2%減の1億512万342円となりました。

款07の共同事業拠出金は、事業の対象となるレセプト1件当たり30万円を超える医療費から1円以上に拡大されたため、対前年度で2億7,686万6,053円、152.8%と大幅増となっています。

款09の基金積立金は、昨年度、基金へ積み立てを行いませんでしたので、対前年度3,002万3,568円、100%の大幅減となっております。

主なもののみを説明いたしましたが、後ほど資料のお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

次に、認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度については、平成20年度から開始され、岐阜県の広域連合で運営されて

※ P26にて後刻訂正発言あり

おり、各市町村では保険料の徴収と保険証の引き渡し、各種届け出や申請のための窓口を行っております。平成27年度末の御嵩町の加入被保険者数ですが2,554人、26年度末の被保険者数と比べて29人の増加となっており、毎年増加している状況です。

それでは、決算状況といたしまして、決算書の153ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

平成27年度の歳入総額は1億8,339万9,544円、歳出総額は1億7,831万3,379円で、実質収支額は508万6,165円となりました。

それでは、決算の詳細について御説明いたしますので、再び黄色の表紙の決算に関する説明書13ページをお願いいたします。

まず総括表の上段、歳入ですが、款01保険料は、収入済額1億2,088万2,200円、歳入予算の65.9%を占めています。不納欠損額2万6,500円、収入未済額は110万3,600円です。

収納率については、25ページの上から3段目をごらんください。

後期高齢の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は99.1%と、昨年度と比較して1.1ポイント上昇しました。

それでは13ページにお戻りください。

款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計からのものを合わせて収入済額5,190万2,921円、歳入予算全体の28.3%を占めています。

次に、同じページ下段の歳出です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額1億7,072万8,221円は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、歳出予算全体の95.7%、支出のほとんどを占めております。

主なもののみを説明いたしましたが、ほかの資料も含めて後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

最後に、認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

この決算についても概略のみを説明いたしますので、よろしく願いいたします。

介護保険特別会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、平成27年度の状況を説明いたします。

昨年度末時点での第1号被保険者数は5,347人で、昨年より151人ふえております。こちらには住所地特例者などの人数を加味しております。また、要介護認定者数は914人で、昨年度比30人の増、要介護認定率は17.1%で、毎年ふえている状況でございます。次に、御嵩町の27年度末の65歳以上の高齢者は5,350人で、高齢化率は28.6%となっており、昨年度と比べ147人の増で、率では1.0ポイント上昇しております。こちらも増加傾向が続いております。

それでは、保険事業勘定の決算状況の説明に入ります。

決算書の172ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が15億3,397万1,649円、歳出総額が15億583万74円となり、実質収支額は2,814万1,575円となりました。

次に、決算書の203ページをお願いいたします。

基金の状況ですが、⑪介護給付費準備基金は、年度末の残高は2,500万円となっております。

それでは、決算について説明いたしますので、黄色表紙の決算に関する説明書15ページをお願いいたします。

歳入の最初、保険料ですが、収入済額3億4,032万2,360円、不納欠損額314万4,700円、収入未済額702万5,620円となっております。

収納率につきましては、25ページの下から3段目をごらんください。

介護保険の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は97.1%と、昨年度と比較した増減はありませんでした。

それでは15ページにお戻りください。

款03の国庫支出金3億4,025万2,544円は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%と調整交付金5%相当の負担分です。

款04の支払基金交付金4億295万751円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として介護給付費の28%の負担分です。

款05の県支出金2億2,235万6,523円は、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%の負担分です。

款06の繰入金2億1,486万6,236円は、介護給付費の12.5%と事務経費分でございます。

歳入合計では、対前年度3,135万1,102円、2.1%の増となっております。

次に、歳出について説明いたします。

款02の保険給付費は13億9,556万2,771円で、歳出全体の92.7%を占め、対前年度706万9,406円、0.5%の減となっております。これは、平成27年度の介護報酬のマイナス改定などによるものです。介護サービス受給者数は延べ人数で合計9,405人と、前年度より276人、3.0%増加しております。

款03の基金積立金は2,500万円で、前年度、基金に積み立てたため、前年度比で皆増となりました。

款04諸支出金は、対前年度比285万7,215円減の2,488万3,056円となりました。

款05の地域支援事業費4,103万6,550円は、各種の介護予防事業、高齢者の生活サポートや支援サービスなど、包括的支援事業などに支出しています。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。

サービス事業勘定は、介護認定者のうち、要支援1及び2の方の介護相談や予防ケアプランを作成する事業の勘定区分となっています。

決算書の181ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が716万4,483円、歳出総額が516万3,604円となり、実質収支額は200万879円となりました。

次に、黄色表紙の決算に関する説明書の17ページをお願いいたします。

歳入の款01のサービス収入561万9,660円は、介護予防プラン作成1,263件分で、前年度より150件、金額で88万7,080円ふえています。

次に、歳出です。

款01事業費296万7,604円は、予防プランを作成するための日々雇用職員の賃金と、介護支援事業者への一部プラン作成を委託している分などです。前年度は包括支援センターの直営で作成プラン件数をふやしたことにより、プラン作成を事業所をお願いする件数が減少するなどして委託件数は284件となり、前年度より80件減少しております。

款02諸支出金219万6,000円は、保険事業勘定へ繰り出して地域支援事業費に充てております。

こちらにつきましても主なもののみを説明いたしましたが、ほかの資料もありますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは私のほうから、認定第5号及び認定第6号について説明をさせていただきます。

なお、2件とも、この後、常任委員会に付託されることになっておりますので、概略の説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

初めに、下水道事業の状況を説明させていただきますと、平成27年度末で下水道の処理区域面積は544ヘクタール、処理区域内水洗化世帯数は3,989世帯で、26年度末より70世帯ほど増と

なっております。

それでは、歳入歳出決算書つづり196ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が8億6,778万6,696円、歳出総額が8億5,234万9,860円、差引額が1,543万6,836円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が352万円ありますので、実質収支額は1,191万6,836円となりました。

続きまして、別冊の黄色い表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。こちらの19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算総括表でございます。

歳入の主なものにつきまして、(C)の収入済額、次のページの対前年度増減額、増減理由を説明させていただきます。

款01の分担金及び負担金は、主に受益者負担金で、収入済額1,166万522円です。新規賦課対象区域が少なかったため、対前年度1,014万6,786円の減額となりました。平成20年度賦課分について2件5万2,400円の不納欠損処分をいたしました結果、受益者負担金の収入済額は48万7,800円となりました。対前年度比で15万9,000円の減少となっております。

款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料になりますが、収入済額1億9,186万2,012円ございました。下水の接続世帯数の増等によりまして165万8,482円の増額となっております。

款03の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金6,550万円で、事業量の減によりまして前年度より1,420万円の減額となっております。

2行飛びまして、款06の繰入金は、一般会計や基金から4億8,480万円を繰り入れました。[※]長期債償還金の元金分が増加したことによりまして、対前年度1,389万4,000円の増額となっております。

2行飛びまして、款09の町債は、下水道事業債で8,350万円を借り入れ、対前年度比で4,040万円の減額となりました。

以上で歳入合計は8億6,778万6,696円となり、前年度と比較しまして4,418万7,022円の減額となりました。

次に、歳出の主なものについて、(B)の支出済額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款02下水道事業費は、支出済額3億7,680万6,142円でございます。事業量の減等によりまして、対前年度1,791万9,363円の減額となりました。

1行飛びまして、款03の公債費は、下水道事業債の償還金で、元金及び利息償還を合わせまして4億7,344万6,677円で、868万435円の増額でございます。平成27年度中の借入額、償還額

※ P26にて後刻訂正発言あり

を足し引きした平成27年度末の地方債残高は56億9,460万3,000円となりまして、26年度末より2億5,763万1,000円の減少をしております。明細につきましては、この説明書の41ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、歳出総額は8億5,234万9,860円となり、対前年度比で3,044万908円の減額となりました。

以上で認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について説明を終えさせていただきます。引き続き別冊の平成27年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いしたいと思います。

認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明をいたします。

別冊の水道事業会計決算書でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分の議決並びに同法第30条4項の規定により、決算の認定を求めるものでございます。

それでは初めに、平成27年度水道事業の概要を御報告いたします。

決算書の14ページをお願いいたします。

3. 業務の(1)業務量でございます。平成27年度数値と対26年度比較数値を報告いたします。

番号1の給水人口は1万8,644人で、138人の減少でございます。2の給水件数は6,395件で、40件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は209万7,629立方メートルで、亜炭廃坑の充填等によりまして8万3,273立方メートルの増加となりました。これに係る7の年間有収水量は195万960立方メートルで、7万4,690立方メートルの増加でございます。これによりまして8の年間有収率は93.0%で、0.1ポイントの減となっております。ちなみに、平成26年度末の数字ではありますが、県内の市の平均有収率は81.2%、町村の平均は77.3%、全体では80.6%となっております。

続きまして、この決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

27年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。区分、決算額、前年度比較等について御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款水道事業収益の決算額は6億3,242万5,841円でございます。対前年度1,899万9,566円の増額でございます。

このうち、第1項の営業収益は4億9,037万6,974円で、主には水道使用料収入でございます。昨年度と比べ970万1,201円の増額でございます。

第2項営業外収益は1億4,203万9,867円で、昨年度と比較して928万9,365円の増加となっております。主な収入としましては、国庫補助金や工事負担金等、長期前受金として負債計上した額に対する減価償却費見合い分が営業外収益に含まれていることによるものでございます。

第3項特別利益9,000円は、退職給付引当金の戻し入れによるものでございます。

次に支出です。

第1款水道事業費用、決算額は5億5,001万473円です。前年度比では1,452万7,513円の減額となりました。

このうち、第1項の営業費用は、県水受水費、水道施設修繕費、受託工事費、減価償却費など合わせて5億4,483万8,573円を支出しており、昨年度より3,019万8,671円増加していますが、長谷ポンプ場の改築に伴います固定資産除却費が増額していることが大きな要因となっております。

第2項の営業外費用は517万1,900円で、昨年度と比較して121万9,074円減額となっております。起債残高が減ったことなどから、企業債の支払い利息の減額が主な要因でございます。

第3項特別損失及び第4項予備費の支出はございませんでした。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出で、主に建設改良に係る収支になります。平成27年度は長谷送水ポンプ場更新事業に関連する工事費の増加によりまして、前年度と比べ支出が大きく増加しております。

収入から説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は1億65万3,250円となり、対前年度では4,491万9,574円の減額です。

このうち、第1項の出資金は3,450万円で、対前年度2,770万円の減額でございます。上之郷未普及地域解消事業分として一般会計からの出資金でございます。

第2項の負担金は3,589万250円、給水申込金の増によりまして前年度より475万7,426円の増額となっております。

第3項国庫支出金は3,026万3,000円でございます。主に上之郷未普及地域解消事業分でありましたが、前年度より2,197万7,000円が減額となりました。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は4億6,861万7,350円です。対前年度比で1億8,102万4,797円と大きく増額となっております。

このうち、第1項の建設改良費は4億4,914万9,409円で、長谷送水ポンプ場更新工事の増によりまして1億8,043万1,195円の増額でございます。

第2項の償還金は1,946万7,946円で、対前年度59万3,602円の増額でございます。

欄外の財源補填の説明でございますが、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3億6,796万4,105円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,684万1,862円、当年度分損益勘定留保資金8,797万7,923円、減債積立金1,946万7,946円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,367万6,410円で補填をいたしております。

次に5ページをお願いいたします。

損益計算書です。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま説明させていただきました水道事業収支により、平成27年度の純利益は、下から4段目に記しました5,513万8,395円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金3,636万9,179円と、その他未処分利益剰余金変動額1,946万7,946円を合わせた当年度分未処分利益剰余金は1億1,097万5,520円となりました。

次の6ページは、剰余金計算書となります。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

7ページをお願いいたします。

損益計算書にて説明いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、5,513万8,395円を減債積立金に積み立て、1,946万7,946円を資本金へ組み入れることとするものでございます。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として、決算の概要、改良工事等の概要、決算明細書等を掲載しております。

18ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。27年度中の現金の増減を事業活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、一番下段の期末残高3億1,201万2,153円が8ページの貸借対照表中の現金預金残高と合致するものでございます。

また、別紙といたしまして、平成27年度の未収金・未払い金の内訳を添付しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で認定第6号 平成27年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

保険長寿課長 高木雅春君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、発言の機会をいただきましたので、お話しさせていただきます。

先ほど認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明において間違いがございましたので、訂正させていただきます。

それでは、黄色の背表紙の決算に関する説明書の9ページ、10ページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算総括表、款07共同事業交付金の対前年度の増減額において「3億3,362万8,565円」と説明いたしましたが、「3億3,362万8,566円」でございました。また、23ページの国民健康保険税の収納率の前年度比の説明におきまして「0.9ポイントの減」と説明いたしましたが、「0.9ポイントの増」でございました。訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（大沢まり子君）

上下水道課長 大鋸敏男君より発言の申し出がありました。これを許可します。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

先ほどの認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてにおきまして、読み上げました数字が間違っておりましたので、訂正させていただきます。

黄色の表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書つづりの19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。歳入の06繰入金でございますけれども、「4億8,448万円」のところを「4億8,480万円」と読み上げてしまいましたので、修正しておわび申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

議長（大沢まり子君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 加藤保郎君。

監査委員（加藤保郎君）

それでは、意見書つづり1ページをよろしくお願いたします。

御監第25号、平成28年8月18日、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、加藤保郎。

平成27年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類そ

の他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象、平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等、平成28年8月8日月曜日、9日火曜日、10日水曜日、場所は御嵩町役場第2委員会室でございます。

(3) 審査の手続、この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により関係職員の説明を聴取するなど慎重に審査した。

2. 審査の結果。

平成27年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用状況を示す書類は、地方自治法に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

(1) 総括については、お目通しをお願いします。

(2) 意見、共通事項。審査実施において、決算書及び主要な施策の成果に関する説明書により説明を求めているが、適正な審査を実施するために以下の点を注意願いたい。

主要な施策の成果に関する説明書においては、例年どおりに記載するだけでなく、決算書の補足説明、決算年度における施策の成果を説明する資料であることを念頭に置き、作成をお願いしたい。特に、繰越事業など他課と複雑に関係しているものについては、関係する担当課で連絡をとり、決算の内容を明確にする資料などを提示することにより、わかりやすい説明を心がけていただきたい。当日に調書の訂正や、決算書の説明が指示どおりにされない場合が見受けられた。事前によく確認し、的確な説明をされるようお願いしたい。

収納管理について。平成26年度末収入未済額と平成27年度滞納繰越分調定額が一致しているか、また現金収納後の滞納額と滞納整理簿の滞納額が一致しているかを、資料の提示を求め確認した。町民税個人分、固定資産税、国民健康保険税において不一致となるものが見受けられたが、いずれも理由が明確であり、適正に処理されている。今後も厳正な収納管理事務に努め

られたい。

不納欠損処理について。一般会計及び特別会計の不納欠損額については1,401万3,155円で、前年度に比べ4,164万5,273円減少（△74.8%）し、収納担当者の努力もうかがえるが、受益と負担の公平性の観点から、そこに至るまでに今後も一層厳格な収納事務に努められたい。

次ページをお願いします。

契約事務について。契約事務は、町の事業を実施する上で重要な業務である。会計規則、契約規則、工事の監督及び検査要領等の規定を踏まえた契約等事務の手引を作成し、契約事務を履行しているが、この事務が適正になされているか、平成27年度の契約に係る計数、必要書類、決算数値との整合等を確認したところ、以下の点で不適切と思われる事例が見られた。

監督員の通知漏れ、支出負担行為の起票のおくれ、変更契約未締結による金額変更、帳票物の日付漏れ。特に契約管理台帳は、契約事務を管理する上で重要なものであるが、記載漏れ、誤記載など不備が多く、記載事項の統一もされていない。契約事務を履行するに当たり、契約システムを使用して処理することで一連の適正な事務処理が行われ、契約管理台帳として集約・管理される。しかし、システムを使用せず事務処理をしているものがあり、これが帳票物や契約管理台帳の不備につながっている場合も見受けられる。今後、記載漏れ、誤記載などがないよう一層の適正な契約事務処理に努められたい。

各課に対する意見につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして8ページをお願いします。

御監第26号、平成28年8月18日、平成27年度定額資金運用基金審査意見書、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、加藤保郎。

地方自治法第241条第5項の規定により運用状況を示す書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の概要。

この定額資金運用基金審査は、平成28年8月8日、町長から提出された土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。

審査に付された土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類は、総務省令で定める様式を基準として、適正に作成されているものと認められた。

次ページをお願いします。

続きまして、水道の決算の審査です。

御監第27号、平成28年8月18日、水道事業、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬

俊一、加藤保郎。

平成27年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象、平成27年度御嵩町水道事業会計決算。

(2) 審査の期日等、平成28年8月10日水曜日、場所は御嵩町役場の第2委員会室でございます。

(3) 審査の手続、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を関係職員の説明も聴取し慎重に審査した。

2. 審査の結果。

審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりであります。お目通しをお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

御苦労さまでした。

人事案件について。

議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

議案つづり3ページ、資料つづりは1ページをお願いいたします。

現在、教育委員の田中妙子さんが、この9月30日をもって任期満了となります。

田中委員は、平成26年10月に教育委員に就任され、前任者の残任期間として1年間務められ、平成27年10月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第4条の規定による各委員の任期満了日が特定の年に偏ることのないよう調整を行い、任期1年として再任され、教育委員

を務めていただいております。

今回、引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。生年月日は昭和46年12月31日、住所は御嵩町中2390番地3であります。任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間であります。

なお、各教育委員の任期満了日は、平成29年は平井委員、平成30年は渡邊委員、平成31年は細野委員、そして平成32年は田中委員となります。

最後に、資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書つづり、ピンク色の表紙をおめくりいただきまして1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で、1億208万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億1,699万1,000円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条で、地方債の補正を規定しております。第2表 地方債補正で御説明いたしますので、5ページをお開きください。

第2表 地方債補正で、臨時財政対策債の限度額を補正しております。平成28年度臨時財政対策債の発行可能額が確定してまいりましたので、既決の限度額2億4,000万円に5,669万1,000円を追加し、2億9,669万1,000円の限度額とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

次に、歳入予算について説明いたしますので、8ページをお開き願います。

款09地方特例交付金及び款10地方交付税は、平成28年度分の交付額確定により、地方特例交付金は351万3,000円、地方交付税は4,100万2,000円の増額です。

款14国庫支出金、目01総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事業費補助金の28年度交付上限見込み額が示されたことにより、443万5,000円の増額。

目02民生費国庫補助金は、うつ伏せ寝などによる事故防止のため、御嵩保育園へのビデオカ

メラ設置事業について補助内示を受けましたので、保育対策総合支援事業費補助金を7万5,000円新規計上。

款15県支出金、目02民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税本算定により430万9,000円の減額。

9ページへ移りまして2段目、款15県支出金、目04土木費委託金は、主要地方道多治見・白川線道路改良事業に伴う用地補償業務委託金が確定してまいりましたので、9万円を計上。

款17寄附金、目01指定寄附金は、国際ソロプチミスト可児から5万円の寄附を受けたことによる民生費寄附金の増額。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整のため7,274万5,000円を減額。

10ページ、項02特別会計繰入金は、27年度決算に伴う繰出金の精算により、国民健康保険特別会計122万5,000円、介護保険特別会計576万円、後期高齢者医療特別会計につきましては84万4,000円の繰入金を計上しております。

款19繰越金は、平成27年度一般会計の決算に伴い、当初予算額と実質収支との差額6,493万2,000円の増額。

款20諸収入は、民生費雑入で、御嵩保育園のビデオカメラ設置事業に対する保育園の負担分2万5,000円を計上するものと、消防費雑入で、消防団員の安全装備品の購入に対する消防団員等公務災害等補償基金からの助成金50万円を計上させていただいております。

11ページ、款21町債、目06臨時財政対策債につきましては、先ほど御説明しましたとおり、発行可能限度額を借り入れるため、5,669万1,000円を増額しております。

12ページをお願いいたします。

ここからは歳出でございます。

款02総務費、項01総務管理費、目13自治振興費は、大庭台の第3集会所と若宮集会所につきまして早急な修繕が必要となったため、それに対する補助金62万4,000円を増額。

目15財政調整基金費は、平成27年度の決算により確定した剰余金の一部9,246万7,000円を積み立てるもの。

目18ふるさとみたく応援基金費は、27年度中の積み立て不足額2万9,000円を増額積み立て。

目19福祉向上基金費は、国際ソロプチミスト可児からいただいた寄附金5万円を増額積み立てするものです。

款02総務費、目01戸籍住民基本台帳費、節12役務費は、昨年度申請分の個人番号カード約300件が新年度に入って届いたため、発送用の書留郵便料14万4,000円の増額。節19個人番号カード関連事務交付金は、今年度の上限見込み額通知に基づき443万5,000円の増額。

款03民生費、目02国保年金事務等取扱費、節28基盤安定繰出金は、本算定により当初予算見

込み額を下回ることとなったため、574万5,000円の減額。

目05介護保険費、節28介護保険特別会計繰出金は、平成27年度介護保険特別会計への繰出金の精算により、13ページの上段へ目を移していただきまして、介護予防事業費繰出金、包括的支援事業費等繰出金、合わせて4万3,000円の増額。

2段目、款03民生費、目02児童運営費、節19民間保育園運営補助金は、歳入でも御説明申し上げましたが、御嵩保育園が実施するうつ伏せ寝などによる事故防止のためのビデオカメラ設置事業に対する補助金10万円の増額。

款08土木費、目01土木総務費は、節19で、主要地方道多治見・白川線道路改良に伴う負担金900万円の増額と、これまで（仮称）伊岐津志トンネルと呼んでまいりましたやおつトンネルの開通式負担金100万円の計上を合わせまして1,000万円の増額をしております。

款09消防費、目01非常備消防費、節11需用費は、消防団員安全装備品整備等助成金の採択を受け、防塵眼鏡や夜間作業用のヘッドライトなど消防団員の安全装備品を購入するため、50万円の増額。

目04防災費は、防災コミュニティ複合施設建設費用のうち、再生可能エネルギー設備導入事業の施工管理費を工事請負費に含めていたため、節15の工事請負費を145万8,000円減額し、節13の委託料を同額増額する予算の組み替えでございます。

款10教育費、項03中学校費の目02教育振興費は、平成28年度の普通交付税の決定により、基準財政需要額に算入された共和中学校分の額が確定したことによりまして、55万9,000円を減額するもの。

款11災害復旧費、目02亜炭鉱対策費は、現在の充填工事費が予定より下回ることが予想されるため、モデル事業基金を有効活用することで、より多くの住民の安心・安全を確保するため、予算の組み替えでございます。節15工事請負費を500万円減額し、節13委託料を500万円増額するもので、調査設計委託料は、地盤脆弱性調査第4期業務に新たな調査区域を追加するため900万円を増額、ハザードマップ精緻化業務委託料は、岐阜県産経センターとの受託契約額にあわせまして400万円を減額しております。

以上で、議案第31号、一般会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、議案第32号、第33号、第34号について御説明いたします。

初めに、議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、黄色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,883万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,883万8,000円とするものです。

6ページをごらんください。

歳入の説明に移らせていただきます。

款01の国民健康保険税は、本算定による補正となっています。一般・退職合わせて1,471万6,000円の減額となりました。

次に、款08財産収入の利子及び配当金は、基金の利子収入が見込まれることに伴い、2,000円の増額となりました。

款09繰入金の保険基盤安定繰入金は、本算定により574万5,000円の減額となりました。

7ページをお願いいたします。

款10繰越金ですが、平成27年度の療養給付費交付金の返還額の確定及び実質収支額確定により、5,892万3,000円を増額補正するものです。

款11諸収入ですが、平成27年度の特健診負担金の精算により、37万4,000円を増額補正するものです。

続いて、歳出の説明になります。

8ページをお願いいたします。

款02保険給付費ですが、補正額はありますが、財源内訳が変わっております。

款03後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金に支払う金額の決定により補正するものです。後期高齢者支援金2,284万円の減額です。

その下、款04前期高齢者納付金は14万1,000円の減額となります。

款06介護納付金も、納付金額決定により、244万3,000円の減額となりました。

9ページをお願いいたします。

款09基金積立金ですが、国保基金利子及び決算剰余金の一部を基金に積み立てるために補正するものです。合わせて3,400万2,000円の増額です。

次に、款10諸支出金、項01償還金及び還付加算金ですが、これは昨年度の精算によるものです。療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の精算によるものです。2,835万3,000円の増額

となります。

その下、款10諸支出金、項02繰出金122万5,000円は、昨年度の特定健康診査に係る一般会計繰出金の精算によるものです。

最後に、款11予備費は、収支調整として68万2,000円を補正するものです。

以上で議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億160万8,000円とするものです。

それでは4ページをお願いいたします。

歳入の説明をいたします。

款05諸収入の雑入は、平成27年度保健事業費負担金の精算に伴い、53万7,000円の増額補正になります。

下の款06繰越金は、実質収支確定によるものです。407万1,000円の増額補正となっております。

次に、歳出に移ります。

款04諸支出金は、平成27年度の事務費及び保健事業に係る一般会計繰出金の精算に伴い、84万4,000円の増額となります。

款05予備費は、収支調整として376万4,000円を補正するものです。

以上で議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,872万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億5,872万9,000円とし、第2項 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を755万4,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定から御説明いたしますので、7ページをごらんください。

まず歳入からです。

款01保険料ですが、8月の本算定賦課によりまして、特別徴収分を2,198万3,000円の増額補正、普通徴収分を192万8,000円の減額補正となります。

款03国庫支出金、目02地域支援事業交付金（介護予防事業）の現年度分は、歳出で介護予防事業27万円を増額補正するため、それに相応する25%分6万7,000円を増額補正するものです。

その下、目03地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）の現年度分は、歳出で包括的支援事業4万2,000円を増額補正するため、それに相応する39%分1万6,000円を増額補正するものです。

次に、款04支払基金交付金、地域支援事業交付金の過年度分は、平成27年度の精算により、4万9,000円の増額となります。

8ページをお願いいたします。

款05県支出金、目01地域支援事業交付金（介護予防事業）の現年度分は、国と同様に、歳出の増額補正に相応する12.5%分3万3,000円を補正します。

その下の目02地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）の現年度分も、国と同様に、歳出の増額補正に相応する19.5%分8,000円を補正いたします。

次に、款06繰入金、項01一般会計繰入金、目01地域支援事業繰入金（介護予防事業）の現年度分は、国・県と同様に、歳出の増額補正に相応する12.5%分3万4,000円を補正いたします。

その下の目03地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）の現年度分も、国・県と同様に、歳出の増額補正に相当する19.5%分9,000円を計上するものです。

次に、項02介護サービス事業勘定繰入金は、平成27年度介護サービス事業勘定が確定したため、195万4,000円補正するものであります。

9ページをお願いいたします。

款08繰越金は、平成27年度繰越金確定による2,650万4,000円の増額でございます。

続いて10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款04諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目01保険料還付金は、特別徴収死亡者の介護保険料の返納金が当初の見込みより多くなると予測されるため、40万円の増額をお願いするものです。

その下の目02償還金は、平成27年度分の国・県支払基金からの交付金を精算し、不用となった額を返還するための増額補正3,790万7,000円となっております。

次に、項02繰出金の一般会計繰出金は、平成27年度の一般会計からの繰出金の精算に伴い、576万円の増額補正となっております。

次に、款05地域支援事業費、目01介護予防事業費の報償費の27万円ですが、いきいき体操教

室に係る講師謝礼の増額をお願いするものです。

11ページをお願いいたします。

款05地域支援事業費、目01包括的支援事業等費の報償費4万2,000円は、在宅医療・介護連携推進会議委員謝礼の増額をお願いするものです。

最後に、款06予備費ですが、収支見込みによる調整として475万円の増額補正でございます。続きまして、介護サービス事業勘定を説明いたします。

14ページをごらんください。

歳入につきましては、実質収支確定による繰越金195万4,000円の増額です。

歳出につきましては、保険事業勘定繰出金として同額の195万4,000円を増額計上させていただいております。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で議案第32号、第33号、第34号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第35号、平成28年度下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算つづりの緑色の表紙、平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

本補正予算は、平成27年度決算に伴いまして繰越金の額が確定いたしましたので、補正をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、平成28年度御嵩町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらんとしまして、第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ408万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億791万6,000円とするものでございます。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

次に4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成27年度決算に伴い、款07繰越金を既決額1,600万円から408万4,000円を減額補正し、1,191万6,000円とするものでございます。

歳出におきましては、款01下水道事業費、項02下水道施設費、目01下水道建設費、節09旅費

を11万9,000円、節19負担金、補助及び交付金を16万6,000円減額し、款04予備費、項01予備費、目01予備費を379万9,000円減額し、ゼロとするものでございます。旅費及び負担金の減額でございますが、人事異動によりまして下水道管渠設計監理に必要な資格取得者が配置されたことによりまして、職員の研修費用が不用となり、減額となっております。

以上で議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 財産の取得について、議案第43号 財産の取得について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

それでは、議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり6ページをお開きください。

今回の条例改正は、平成26年10月19日の御嵩町産業祭終了後の後片づけ中に起きました職員の転落事故に関し、町長、副町長より管理監督責任を果たしたい旨の申し出がありましたので、月額給料の減額を行うものであります。

改正内容は、附則に2項を加えるものであります。

附則第13項は、10月に支給する町長の給料月額について100分の10を減額するものであります。

また、附則第14項は、10月に支給する副町長の給料月額について100分の3を減額するものであります。

資料つづり2ページをお開きください。こちらでは改正に関する条例の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづり17ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品は、マイナンバー制度に伴い、さらなるネットワーク分離などセキュリティ強

化が必要となり、そのための情報セキュリティ強化対策機器であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は3,974万4,000円であります。取得の相手方は、岐阜県岐阜市吉野町六丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所 所長 大橋卓也であります。

資料つづり26ページをお願いいたします。ここでは売買仮契約書、そして27ページでは入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第42号の説明を終わります。

続きまして、議案第43号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづり18ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品は、職員の事務処理用パソコンのうち、ウィンドウズビスタのサポートが終了するに伴いまして、該当します業務系端末パソコンであります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は1,263万6,000円であります。取得の相手方は、岐阜県岐阜市吉野町六丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所所長 大橋卓也であります。

資料つづり28ページをお願いいたします。売買仮契約書を掲載しております。

29ページでは入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

それでは、議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづり7ページから10ページに御嵩町町税条例の一部を改正する条例を、それから資料つづり3ページに今回の町税条例の一部を改正する概要と、4ページから11ページにかけまして新旧対照表をお示しさせていただいております。

今回の条例の一部改正につきましては、恐れ入ります、資料つづり3ページの概要で御説明申し上げますので、お開きくださいますようお願いいたします。

まず改正の趣旨でございます。

日本と国交はないが交流がある状況、つまり国として認めてはいないが非政府間で実務関係がある台湾との間で、健全な投資や経済交流の促進に資するため、所得に対する租税の取り扱いなどについて日本と台湾との民間交流機関で取り決めがなされました。この取り決めの内容を実現し効果あるものとするため、国交のある国々と締結しております租税条約に準じた取り扱いを行うべく、所得税法等の関係法令が平成28年3月に改正・公布されました。この改正の中で、個人の住民税の課税に関する取り扱いについて、利子、配当等の所得を分離課税とする特例の規定が設けられたことを受けまして、町税条例の一部を改正するものであります。

改正の概要でございます。

1点目として、現行の町税条例に、所得税法改正で対象となる利子、配当等の所得を有する者に対して、それら所得を分離課税とする旨の特例規定を新たに設けたものであります。この規定は、御嵩町町税条例の附則として規定し、附則第19条の2としております。

2点目としまして、附則第19条の2を追加したことによりまして、これまで租税条約締結国間での利子、配当等の所得に対する町民税の課税の特例を規定しておりました附則を附則第19条の3に繰り下げるとともに、法令の名称、条例上の適用条項など所要の改正を行ったものでございます。

この条例の施行日につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の附則第1条第5号に掲げる施行の日であります平成29年1月1日としております。

適用につきましては、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき特例適用となる利子、配当等に係る個人の町民税となり、課税は平成30年度からと規定しております。

次の4ページから11ページが、今回の改正に係る新旧対照表となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いさせていただき、議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大沢まり子君）

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは11ページですが、説明のほうは資料つづり12ページで説明させていただきますので、12ページをお開きください。

12ページ上段の改正趣旨をごらんください。

日本と台湾との租税に関する取り決めについて、国税の取り扱いに準ずるため、所得税法等の一部を改正する法律等の一部改正が行われ、国民健康保険税の課税の特例が新設されたことを受け、改正法令が公布・施行されることとなったことによりまして、御嵩町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

次に概要です。改正の要点としては2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の課税の特例を2つ新設することです。町民税で分離課税される特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算出及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

2点目は、今回の附則の追加に伴いまして、課税の特例の新設に伴う条ずれでございます。

次に施行日ですが、平成29年1月1日からとなります。

適用関係になりますが、この国民健康保険税の改正につきまして、平成30年度分以後に賦課される国民健康保険税から適用されることとなります。

資料つづりの13ページ、14ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

それでは、議案第39号について御説明申し上げます。

議案つづりの13ページをお開き願います。

御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるといふものであります。

内容につきましては、資料つづりの15ページから概要と、その後、新旧対照表を掲載しておりますので、そちらで説明いたします。

資料つづりの15ページをお開きください。

厚生労働省令として定められている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと、それと建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、町の条例で定めております当該の基準について改正するものであります。

概要のところに移りまして、概要の1つ目ですけれども、保育の需要に対しまして保育所や

保育士が不足しているということに鑑みまして、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置につきまして、保育士要件が緩和されたことによりまして、ここに記載しておりますような特例要件を追加するものであります。

そのちょっと下になりますけれども、家庭的保育事業等というのは、子ども・子育て支援新制度におきまして市町村の認可事業として位置づけられておりまして、設備及び運営の基準等につきまして平成26年9月に条例を制定しており、ここに記載する4種類の保育事業を総称しまして「家庭的保育事業等」と表記しております。

概要の2番目、下のほうになりますけれども、昨今の排煙技術の発展によりまして、先ほどの事業所と同じなんですけれども、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育室が4階以上にある場合の避難用階段の規定が変更されたことに伴う改正であります。

なお、今回の一部改正の対象となる保育事業所等について、現時点では町内にはございません。

施行期日は、公布の日からとしております。

16ページから19ページにかけまして新旧対照表を掲載しておりますが、こちらにつきましては後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

議案第40号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第40号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案つづり15ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的、下水道管渠改築第6期工事。2. 契約の方法、条件つき一般競争入札。契約金額5,778万円。4. 契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設 代表取締役 吉田廣美でございます。

資料つづり20ページをお願いいたします。こちらには工事請負仮契約書の写しを、次の21ページには入札執行結果公表一覧表をお示ししております。

次の22ページ、今回施工する概要図をごらんいただきたいと思っております。

この工事は、大庭台団地内の下水道管の管渠更生工事としまして平成25年度より継続して実

施しております、今回は第6期工事となります。

工事の内容としましては、管渠の内面被覆工として447.6メートル、開削工による布設がえ24.6メートル、人孔接続部の耐震化工、マンホールと汚水管の接続部の耐震化工になりますけれども、これを26カ所、人孔改築工、マンホール本体の改修工事を21カ所施工するものでございます。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第41号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

お手元の定例会議案の16ページをお願いいたします。

平成27年御嵩町議会第1回定例会議案第21号で議決された工事請負契約の一部を次のとおり変更するために、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、平成26年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第3期防災工事です。契約の金額「6億8,191万2,000円」を「8億5,995万2,160円」に変更するものです。変更理由は、工事変更等による増額。契約の相手方は、飛島・國本起業特定建設工事共同企業体。代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社國本起業です。

議案第41号の資料につきましては、お手元の定例会資料つづりの23ページ、24ページに工事請負仮変更契約書の写しを、25ページに工事変更概要を記載した位置図を添付しております。

では、25ページの工事変更概要を記載した位置図をごらんください。

今回の変更契約については、工事対象区域に、新たに防災工事を実施することが可能となった箇所を追加するものです。追加する箇所は、図面の上方に「追加箇所」と記載して濃く塗り潰してある民間宅地1,550平方メートルです。御確認をよろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづり（その2）では1ページから5ページですが、説明は資料つづり（その2）1ページのほうから説明させていただきます。

今回条例を制定する背景には、再生可能エネルギーの一つである太陽光発電設備の設置が全国的に増加する中、本町としてもその普及を推進してまいりましたが、一方では、事業予定地が農地、森林に設置される事例が増加し、施設敷地からの雨水排水や周辺農地への影響など、発電事業所と地域住民との間でトラブルが発生しております。

こういったことを踏まえまして、制定趣旨として、環境モデル都市である本町が目指す低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの一つである太陽光発電設備の設置を推進するとともに、設置等に係る手続等を定め、太陽光発電設備の適正な立地、維持管理及び用途廃止後の有効な跡地利用を図ることで、町内の貴重な森林、農地等の自然環境と、住民が安心して生活できる住環境の保全を図ることを目的に条例を制定するものです。

条例概要の基本理念としては、町、町民等、発電事業が、国等と連携して協力し、町内の森林、農地等が重要な地域資源であることを認識し、地域の特性に応じた景観に配慮しながら、安全性の確保及び周辺住民との合意形成に努めるものです。

2の役割では、町は、太陽光発電設備の設置の普及を推進するための財政的及び人的支援を行い、町が管理する施設に積極的に太陽光発電設備の設置を進め、町民等は、設置の普及と町が行う施策に協力するものです。発電事業者は、発電効率が高く、耐久性にすぐれた設備を設置し、地元住民との良好な関係を保持するよう努め、用途廃止後には適正な処理を行うとともに、跡地の有効活用について十分配慮するものです。

3の事業計画等の届け出は、太陽光発電設備について届け出を義務づけ、町内で発電事業を行おうとする場合は、経済産業省への認定申請前に、事業計画と用途廃止後における措置について届け出を行い、内容変更の場合は変更届け出を行い、太陽光発電設備の所有者等を変更した場合は、新しい所有者等に承継を行うものです。

報告等は、経済産業省の認定に係る認定書、契約書等の写しの提出を求めることができ、年1回の定期報告を行うもので、災害等が発生し異常が確認された場合は、町長に報告して必要な対策を講じるもので、発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ届け出を行い、用途廃止後における措置と跡地利用に関する計画について報告を求めることができるものです。

4の設置に係る説明等では、自然公園、農用地区域等が法令で定められた区域で規制がされている旨を説明し、法令に定めがなく保全が必要であると認められる区域については設置をしないよう、あらかじめ周知するものです。

5. 立入調査または指導もしくは勧告は、届け出等を受理した特定事業所に対し、敷地内の立入調査をすることができ、質問、報告を求め、届け出等に関し違反したり、立入調査を拒否

した場合は指導を行い、指導に応じない場合は勧告を行うものです。それでも応じない場合は、意見を述べる機会を与えた上で、事業者等の名称等の公表を行うことができるものです。

6の特例及び適用除外ですが、発電事業者が行方不明等になったときは、土地所有者を太陽光発電設備の所有者とみなして発電事業終了後における届け出等の規定を適用するもので、適用除外として、みずからの所有に係る建築物の屋根、屋上、それに係る土地の太陽光発電設備については届け出等に関して対象外とするものです。

7の条例施行前に太陽光発電設備を設置している発電事業者の取り扱いでは、既設の太陽光発電設備に対してこの条例を適用し、条例施行日から6カ月以内に規則で定める別の届け出を義務づけるものであります。

施行日は平成29年4月1日です。

以上で議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

続いて、発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 各務元規君。

議会事務局長（各務元規君）

それでは、議案つづり（その2）最終ページ、6ページをお願いいたします。
朗読いたします。

発議第1号

新庁舎整備特別委員会の設置について

御嵩町議会委員会条例（昭和62年条例第15号）第5条の規定により、次のとおり新庁舎整備特別委員会を設置するものとする。

平成28年9月1日提出

提出者	御嵩町議会議員	高山由行
賛成者	〃	岡本隆子
〃	〃	安藤雅子
〃	〃	伏屋光幸

新庁舎整備特別委員会の設置について

新庁舎の整備に関する調査・研究を行うため、委員7人をもって構成する新庁舎整備特別委

員会を設置し、下記事項について調査を付託するものとする。

なお、本委員会は、調査事項を終了するまで、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

記

- 1 新庁舎整備の候補地に関する事項
 - 2 新庁舎整備に係る方向性に関する事項
-

以上であります。

議長（大沢まり子君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置について提出者より説明を求めます。

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

それでは、発議第1号につきまして、提出者として提案理由の説明を申し上げます。

御嵩町は、東日本大震災以降、安全・安心な国づくりである国土強靱化の名のもと、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業を初めとして、インフラ整備事業、防災コミュニティ複合施設など、防災・減災事業を推進してきました。

御嵩町議会においても、これら事業の推進はもちろんのこと、災害対策本部である庁舎の耐震化問題につきましても重要な課題として、庁舎の耐震化実施設計等の予算を審議・検討して採決してきた経緯があります。また、庁舎整備検討委員会が組織された折には議員2名を委員会に派遣し、議会内で情報を共有するとともに、庁舎整備をテーマに住民懇談会を開催し、参加した住民の意見を集約し、議論してまいりました。

しかし、この4月14日に発生した熊本地震においては、住民に対する各種施策を優先して庁舎の耐震化問題を先送りしてきた自治体の庁舎が損壊し、災害対策本部を駐車場に設置せざるを得なかった事例や、罹災証明が発行できないなど行政サービスの機能不全を目の当たりにして、どんな災害においても、できるだけ早く役所が機能しなければならない重要性を再認識することとなりました。

この災害を契機に、議会としては考え方を大きく転換する必要があるとして議員間討議を重ねてきた結果、現庁舎の耐震化ではなく、防災拠点として十分機能する新庁舎を新築する必要があるという方針で合意形成してまいりました。こうした喫緊に方向性を決定しなければならない特に重要な庁舎整備問題については、引き続き意思決定機関として、町の未来の両輪の一つを担う議会として積極的に討議を行い、その決定に当たり議会としての責任を果たしていく

必要があります。

そこで、新庁舎の整備に関する調査・研究をするため、委員7人をもって組織します新庁舎整備特別委員会を設置することを御提案させていただきます。議員の皆様におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子君）

議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第41号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

この工事の一部変更について反対するわけではありませんが、一部、執行部のほうに聞きたいと思っております。

この契約につきましては、7月28日に仮変更契約を行い、この9月1日、本日まで34日ほど経過し、工期の変更等なく1億7,000万円ほどの増額変更であります。

私としましては、この工事につきましては、早期に臨時会とかを開催して対応すべき事柄だというふうに認識します。要するに、この工事がスムーズに、またスピーディーな私どもの判

断で、早いところ結論を出し、早いところ工事が進んで終了することを実際は望んでおります。28年度中の工事の完成ということですが、やっぱりモデル事業ですので、本当は年内ぐらいに工期が終わって、あと3カ月ぐらいは余裕を持って実績で出せるような工事としていただきたいということで、こんな関係から、もう少しスムーズな対応が、私どものほうへ議会の開催とかいろいろについて協議がなされなかったかという点について質問だけします。明確な回答をお願いします。

議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

参考までに、資料つづりの25ページを開いていただければと思います。

今回の変更契約につきましては、皆さんも御存じのとおり、交付金を活用してのモデル事業でございます。施行するためには、まずレベル判定を受ける必要がある工事ということをもまず押さえていただきたいと思います。

今回の変更箇所につきましては、7月21日付でレベル1の判定を受けました。同日付で産経センターから判定結果をいただいております。それを受けまして、変更事務の手続を終えて、1週間後の7月28日付で仮変更契約を請負業者と締結して、今回、議案として上程させておるということでございます。

この変更に当たりまして、工事発注以来、毎週1回、請負業者と工程の打合会議を行っております。今回の変更契約分の着手時期を、7月28日に仮契約後、早々と打ち合わせをしました。そういった中で、現在施工中の第3期防災工事に係る区域の残工程、さらには新たな追加箇所、25ページを見ていただきますと、通常第3期、国道沿いから北へ離れておるということでございますので、当然、人員等の配置等も含めた施工計画を作成する期間などを考慮して、業者との間では9月早々の工事着手を目指すということで結論づけたものでございます。

そういった中、9月の定例会の日程が決まってまいりました。9月の定例会初日がきょう9月1日ということでございますので、9月1日の初日に議決していただければ、十分工期をおくらせることなく年度内には完了するというところでございますので、このような次第になったわけでございます。

なお、加藤議員の御質問に際しましては、やっぱりモデル事業の最終年度ということで、交付金を全て使い切る、さらには年度内完成を目指すというのが大命題ということで、執行部としても今まで議員の皆様方に説明をしてまいりました。そういった中での心配をされての御質問ということで、深く感謝しております。

今後ともモデル事業の進捗状況等につきましては、議会の皆様ともお諮り協議しながら、確実なる施行を目指していきたい、かように思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 工事請負契約の一部変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 新庁舎整備特別委員会の設置について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

特別委員会委員の選任

議長（大沢まり子君）

日程第6、特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました新庁舎整備特別委員会の委員の選任を行います。

ここで事務局に選任名簿を配付させます。

[名簿配付]

この委員の選任につきましては、御嵩町議会委員会条例第7条第2項の規定により議長の指名によるとありますので、お手元に配付しました名簿のとおり新庁舎整備特別委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、新庁舎整備特別委員会委員が選任されましたので、ここで委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。

この後、新庁舎整備特別委員会は、第2委員会室で委員会を開催してください。委員会の進行につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長として委員長の互選まで進行していただきますようお願いいたします。その後、委員長が副委員長の互選の進行をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は1時40分といたします。

午後1時13分 休憩

午後1時40分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

新庁舎整備特別委員会から委員長、副委員長の選任報告がありましたので、事務局長に発表させます。

議会事務局長 各務元規君。

議会事務局長（各務元規君）

それでは発表させていただきます。

新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行議員、副委員長 安藤雅子議員です。以上。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月6日火曜日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時43分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員